

令和6年度 第4回 名張市空家等対策推進協議会 事項書

日時：令和7年3月24日（月）  
14時から16時まで（予定）  
場所：名張市役所 2階 庁議室

1. あいさつ

2. 議事

（1）「（仮称）第2次 名張市空家等対策計画」の策定に向けた取組について（報告）

【資料1】

スケジュール（令和6年度 第1回 名張市空家等対策推進協議会  
（令和6年5月27日開催）資料より一部抜粋）

【令和6年度】

令和6年5月：策定スケジュールの説明

8月：現計画の取組・事業の評価、課題等の報告・協議  
第2次空き家対策計画構成案の報告・協議

11月：第2次空き家対策計画構成案の協議

**令和7年3月：実態調査の結果報告**

①空き家等実態調査（データに基づく空き家候補の抽出、現地調査）

ア）調査対象：市内全域

イ）調査年月：令和6年8月～令和6年10月

ウ）結果報告：令和7年2月

民間調査会社 → 名張市 都市整備部 住宅室

②構成（案）

ア）計画の位置付け

イ）計画期間

ウ）目標設定

エ）「空家等活用促進区域」の設定

(2) 「(仮称) 名張市空家等管理活用支援法人」の指定に向けた取組について(報告)

【資料2】

スケジュール(令和6年度 第1回 名張市空家等対策推進協議会  
(令和6年5月27日開催) 資料より一部抜粋))

○令和6年6月～7月 : 他市町の動向・状況調査  
支援法人の活用等の整理  
指定の基準等の整理・基準案等の作成

○令和6年9月～12月 : 要綱(案)の作成

**○令和7年1月～2月: 庁内合議、議会への説明**

①支援法人の活用等の整理

②指定の基準等の整理・基準案等の作成

(3) 令和6年度 空家等助成及び取組について(報告) 【資料3】

①助成

ア)実績等

②取組

ア)イベント関連

○名張市すまいの活用相談会  
○建築士と行く名張市空き家見学バスツアー

イ)固定資産税に係る住宅用地に係る課税標準の特例除外  
(地方税法第349条の3の2第1項)

ウ)名張市における「ふるさと納税」を活用した空家等適正管理の  
実施について

3. その他

次回の協議会(予定) 令和7年5月 日( ) 時～

名張市空家等対策推進協議会 委員名簿

令和6年8月23日現在

| 選出根拠              | 職 名                          | 氏 名    |
|-------------------|------------------------------|--------|
|                   | 市長                           | 北川 裕之  |
| (1) 地域住民の代表者      | 名張市地域づくり代表者会議                | 田畑 純也  |
| (2) 法務に関する有識者     | 三重県司法書士会                     | 村上 眞吾  |
|                   | 名張市総務部副参事(弁護士)               | 岩田 和恵  |
| (3) 不動産に関する有識者    | 名張中古住宅流通促進協議会<br>会長          | 森 孝司   |
|                   | 三重県宅地建物取引業協会<br>伊賀支部 支部長     | 井上 隆稔  |
| (4) 建築に関する有識者     | 三重県建築士事務所協会                  | 森本 景二  |
| (5) 福祉に関する有識者     | 名張市社会福祉協議会<br>地域福祉課 生活支援係 係長 | 中川 久美子 |
|                   | 名張市子育てサークル連絡協議会<br>会長        | 八木 美由起 |
| (6) 文化に関する有識者     | 名張・まちづくりの会<br>理事             | 岩見 勝由  |
| (7) 市職員           | 名張市地域環境部長                    | 野口 泰弘  |
|                   | 名張市都市整備部長                    | 伊集院 時仁 |
| (8) その他市長が必要と認める者 | 名張商工会議所<br>女性会 副会長           | 東 敦子   |







名張市空き家等実態調査業務委託

業 務 報 告 書

令和 7 年 2 月

株式会社 かんこう

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 業務概要 .....            | 1  |
| 1-1. 目 的 .....           | 1  |
| 1-2. 業務概要 .....          | 1  |
| 2. 実施方針 .....            | 2  |
| 2-1. 業務の条件 .....         | 2  |
| (1)調査対象 .....            | 2  |
| (2)調査数量 .....            | 2  |
| 2-2. 貸与資料 .....          | 2  |
| 2-3. 業務のフローチャート .....    | 3  |
| 2-4. 実施方法 .....          | 3  |
| (1)計画準備 .....            | 3  |
| (2)現地調査準備・事前机上調査 .....   | 4  |
| (3)現地調査及び概要 .....        | 4  |
| (4)空家等台帳の作成 .....        | 6  |
| (5)空家等位置図の作成 .....       | 6  |
| (6)GISデータ作成 .....        | 6  |
| (7)報告書作成 .....           | 6  |
| 3. 業務工程 .....            | 7  |
| 4. 業務組織計画 .....          | 7  |
| 5. 打合せ計画 .....           | 8  |
| 5-1. 打合せ回数 .....         | 8  |
| 5-2. 主任技術者 .....         | 8  |
| 6. 成果品の品質を確保するための計画..... | 8  |
| 7. 成果品の内容、部数.....        | 9  |
| 8. 使用する主な図書及び基準.....     | 9  |
| 9. 連絡体制（緊急時を含む） .....    | 10 |
| 10. 使用する主な機器.....        | 11 |
| 11. その他 .....            | 11 |
| 11-1. 本業務に関する留意事項.....   | 11 |
| 11-2. 安全管理 .....         | 11 |
| 11-3. テクリス登録 .....       | 12 |

1. 業務概要

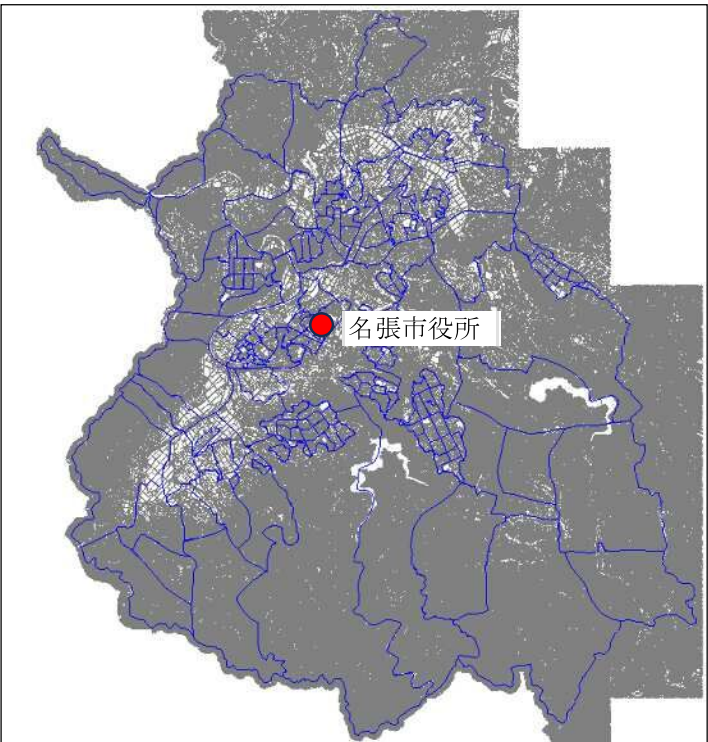
1-1. 目 的

本業務の目的は、空家等対策の推進に関する特別措置法並びに、名張市空家等対策の推進に関する条例に基づき、令和8年度に改訂予定の「名張市空家等対策計画」（平成28年3月策定）のための、実態調査による基礎的な資料を作成した。

また、空き家等データの更新・構築をすることにより正確な情報を把握し、総合的な空き家等対策に活用することを目的とした。

1-2. 業務概要

|      |                 |
|------|-----------------|
| 業務名  | 名張市空き家等実態調査業務委託 |
| 業務箇所 | 名張市全域           |



|      |                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務項目 | (1) 計画準備・・・・・・・・・・1式<br>(2) 現地調査準備・事前机上調査・・・・1式<br>(3) 現地調査・・・・・・・・・・1式<br>(4) 空家等台帳の作成・・・・・・・・1式<br>(5) 空家等位置図の作成・・・・・・・・1式<br>(6) GISデータ作成・・・・・・・・1式<br>(7) 報告書作成・・・・・・・・・・1式<br>(8) 打合わせ協議・・・・・・・・・・1式 |
| 工 期  | 令和6年6月3日 ～ 令和7年2月28日                                                                                                                                                                                      |
| 発注者  | 名張市 都市整備部 住宅室                                                                                                                                                                                             |
| 受注者  | 株式会社 かんこう                                                                                                                                                                                                 |

## 2. 実施方針

### 2-1. 業務の条件

#### (1) 調査対象

本業務の調査対象は、名張市全域に存在する空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項及び名張市空家等対策の推進に関する条例第2条第1項に規定する「空家等」とし、また、一つの敷地に複数の建築物が建てられている場合は、当該敷地の建築物が全て空家等に該当する場合を調査対象とした。

#### (2) 調査数量

空家等の増減による、調査対象数等の増減については契約変更の対象外とした。ただし、大幅な内容変更及び大幅な数量の増減が生じた場合は、発注者と協議の上決定することとしたが、調査数量に大きな数量の増減は発生しなかった。

##### ・最終実施数量

貸与資料件数 : 2,655 件 (使用量 0 : 1,331 閉栓 : 1,324)

##### 調査数量内訳

- ・調査対象 : 932 件 (空き家 381、不明 235、更地 75、居住中 241)
- ・対象外 : 1,667 件 (H27 空家等と重複、集合住宅、公共施設等による)
- ・位置不明等 : 56 件 (住所欠落、住所地番が本番しかない、場所不明等)

### 2-2. 貸与資料

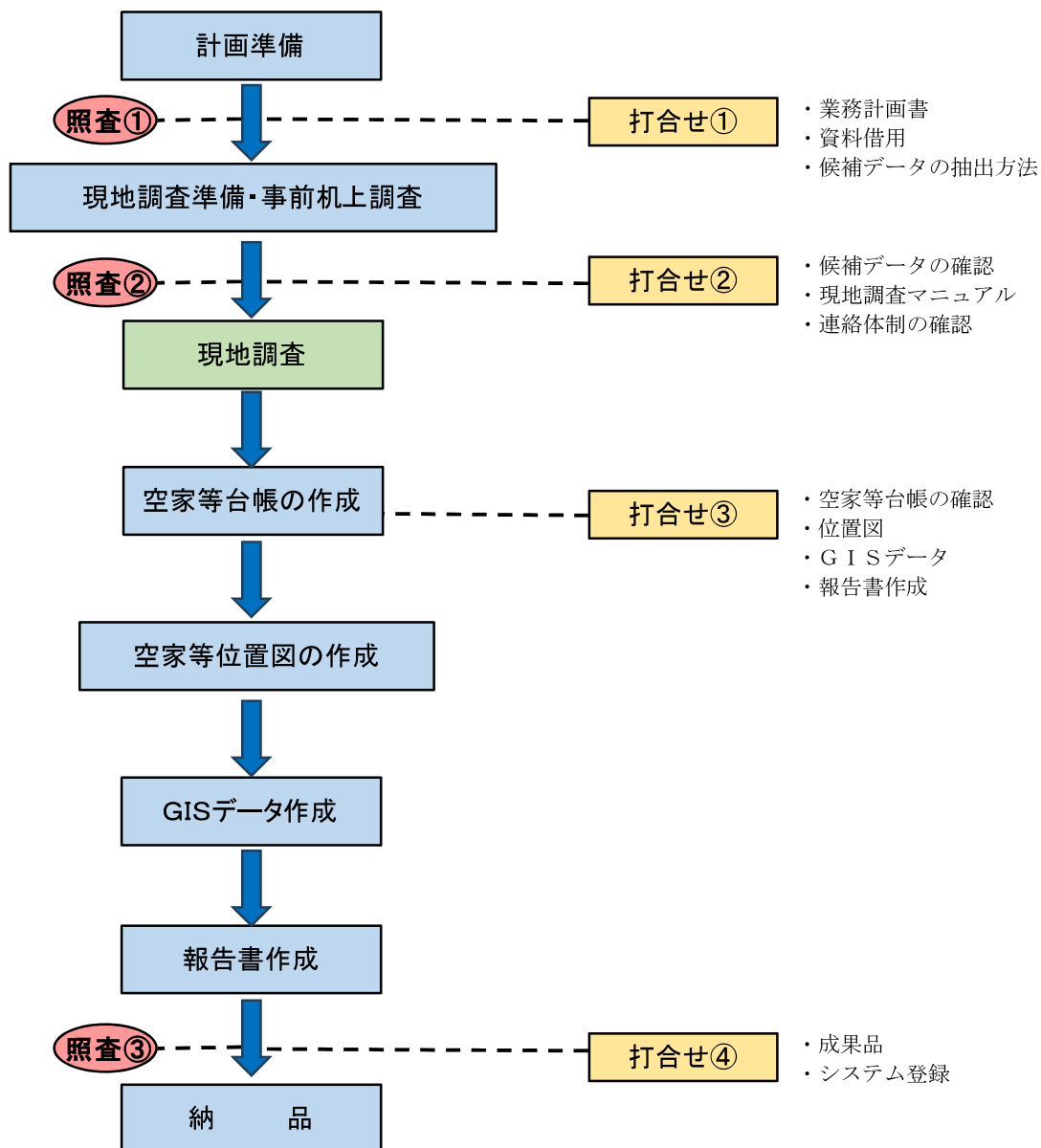
本業務の実施に当たり、監督員から貸与を受けることができる資料は以下のとおり。

| 番号 | 種 別                                             |
|----|-------------------------------------------------|
| 1  | 空家等リストデータ (住宅室が保有する空家等情報含む)                     |
| 2  | 家屋情報、地番図                                        |
| 3  | 固定資産課税データ                                       |
| 4  | 水道閉栓情報 (閉栓、または使用量0m <sup>3</sup> が1年以上継続しているもの) |
| 5  | 平成27年度名張市空き家実態調査結果                              |
| 6  | その他受注者の請求により発注者が必要と認めたもの                        |

資料を借用する際は発注者に借用書を提出し、貸与された資料等については、破損・紛失のないように適切に管理し、業務完了後は速やかに発注者に返却した。また、複製した資料等については、業務完了後速やかに廃棄処分し、データについては、データ消去完了証明書を提出するとともに、社内に保管していたデータは削除・消去した。

### 2-3. 業務のフローチャート

下記に業務のフローチャートを示す



### 2-4. 実施方法

#### (1) 計画準備

業務を円滑に実施するために、本仕様書に基づき実施方針、作業手法、工程計画、作業体制、使用機材、打合せ等について取りまとめた業務計画書を作成、監督員に提出して承認を得た。

## (2)現地調査準備・事前机上調査

監督員から貸与された資料のほか、必要な資料等の調達を行い、名張市全域を対象に、調査対象となる空家等の候補データの抽出を行った。

## (3)現地調査及び概要

### ①調査対象

現地調査は、事前机上調査で把握した調査対象となる空家等の内、貸与資料番号1の「空家等リストデータ」の空家等を除いた空家等について現地調査を行った。

### ②敷地内の立ち入り

現地調査は、原則として敷地外からの目視により実施したため、敷地内への立ち入りは行っていない。

### ③現地調査マニュアル

現地調査の着手に先立ち、調査の目的、期間、工程、方法、留意事項等を取りまとめた現地調査マニュアルを作成し、監督員の承認を得た。

### ④空家等現況調査票

空家等及び老朽危険度の判定基準について、空家等現況調査票をあらかじめ作成し、監督員の承認を得た。なお、空家等現況調査票は、平成27年度に実施した名張市空き家実態調査における現地調査票を参考に、次に掲げる項目を基本とし、監督員と十分協議の上、項目を決定した。また、老朽危険度の判定基準は、外観目視により調査することを前提に、名張市が定める特定空家等の判断基準に基づき、監督員と協議の上決定した。

| 項 目       | 項 目    | 内 容                       | 調査方法                      |
|-----------|--------|---------------------------|---------------------------|
| 基本項目      | 調査日    | 現地調査を行う予定日時               | 机上調査によるデータ抽出<br>現地調査による確認 |
|           | 調査者    | 調査員氏名                     |                           |
|           | 所在地    | 空家等候補物件の所在地               |                           |
|           | 所有者情報  | 所有者氏名等                    |                           |
|           | 規模等    | 建築年、用途、構造、階数、建て方、駐車場、接道状況 |                           |
|           | 抽出根拠   | 抽出根拠となったデータ               | 水道閉栓情報等                   |
| 空き家判定調査項目 | 外観     | 廃墟状態、人の気配など               | 現地調査により、左記項目を確認し、空き家判定を行う |
|           | 表札     | 有、無                       |                           |
|           | 雨戸     | 一部締切り、締切り無しなど             |                           |
|           | 郵便受け   | 放置郵便物の状況、塞ぎなど             |                           |
|           | 電気メーター | 通電の有無                     |                           |
|           | ガスメーター | 通電の有無                     |                           |
|           | 売貸表示   | 有、無                       |                           |
|           | 生活サイン  | 有、無                       |                           |
|           | その他    | 有、無                       |                           |

| 項 目            | 項 目   |      | 内 容            | 調査方法                                         |
|----------------|-------|------|----------------|----------------------------------------------|
| 管理不全な状態の基礎調査項目 | 保安    | 建物   | 傾斜、変形、腐朽等      | 現地調査により、左記項目を点数または段階評価し、空家等の老朽、不良、危険度当を判定する。 |
|                |       | 屋根・軒 | 破損、変形等         |                                              |
|                |       | 外壁   | 破損、変形等         |                                              |
|                |       | 建築資材 | 屋根・外壁材等の剥落、破損等 |                                              |
|                |       | 門又は塀 | 傾斜、変形、破損等      |                                              |
|                |       | その他  |                |                                              |
|                | 衛生    |      | ごみの放置、散乱、臭気等   |                                              |
|                | 生活サイン |      | 立木等繁茂、動物住みつき等  |                                              |
|                | 防犯    |      | 不特定の者の侵入等      |                                              |

#### ⑤再調査

調査内容が不十分である等、改めて調査を実施する必要が空家等については、再調査を実施した。

#### ⑥現地調査員

現地調査員は、現地調査の実施にあたり、監督員の承認を得た腕章等及び身分証明書を常に携帯した。なお、腕章等及び身分証明書は、受注者が用意し、調査終了後、速やかに監督員に返却した。

#### ⑦現地調査時間

現地調査は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間帯に行った。また、調査の都合上やむを得ず土曜日、日曜日及び祝日又は上記の時間帯外に現地調査を行う場合は、事前に実施日時、調査地区、理由を任意の様式により、監督員に届け出し、承認を受けるものとしていたが、今回の現地調査では、土曜日、日曜日及び祝日の調査を実施していない。

#### ⑧調査方法

現地調査は、現地調査マニュアル及び空家等現況調査票に基づき、調査対象空家等を調査した。また、調査時に使用者等がいる場合は、現に使用している（居住している）ものとして扱い「空家等」から除外した。

空家等と判定した建築物については、状況が判別できる写真を撮影した。写真撮影は、全景のほか、外部の破損箇所をズームした写真等、判定の根拠が明瞭に分かるよう撮影した。なお、撮影機材はデジタルカメラを使用し、画素数等は監督員と協議し、決定した。

#### (4)空家等台帳の作成

各調査結果やそれに付随する調査データから空家等台帳を作成した（空家等リストデータの情報を含む）。なお、空家等台帳はデータベースソフトを用いて作成するものとし、データベースソフトの形式については、監督員と協議の上、決定した。

また、空家等台帳への記載項目は、以下に掲げる項目を目安に様式を作成した。

- (1) 地図番号（整理番号）
- (2) 所在地の地名地番
- (3) 建築物所有者等及び住所
- (4) 建築物用途、階数・構造等
- (5) 老朽危険度判定欄
- (6) 特定空家等関係事項
- (7) 調査結果項目関係事項
- (8) その他発注者が必要とする項目

#### (5)空家等位置図の作成

調査結果をもとに、空家等位置図（分布図含む）を作成した（空家等リストデータの情報を含む）。位置図には管理番号を記載し、判定結果が分かるよう色分けをし、空家等台帳と関連して閲覧できるものとした。

#### (6)GISデータ作成

現地調査、空家等台帳、空家等位置図等のデータを集約し、GISに登録するためのデータを作成した。なお、GISデータは、名張市が活用するシステム等での運用が可能となるように、監督員が指示する仕様にてデータ編集・加工を行い提出した。また、名張市が活用するシステムにおいて正常にインストールできるよう、受注者の責任においてデータを作成した。なお、仕様については、下記のとおりとした。

##### 【仕様】

- ・ shape形式データ
- ・ 空き家の場所は平面直角座標で示し、空家の形状データ（ポリゴン）で表すこと。
- ・ データ化する項目は、空家等現況調査票に示す項目を基本とする。
- ・ データ定義書を作成すること

#### (7)報告書作成

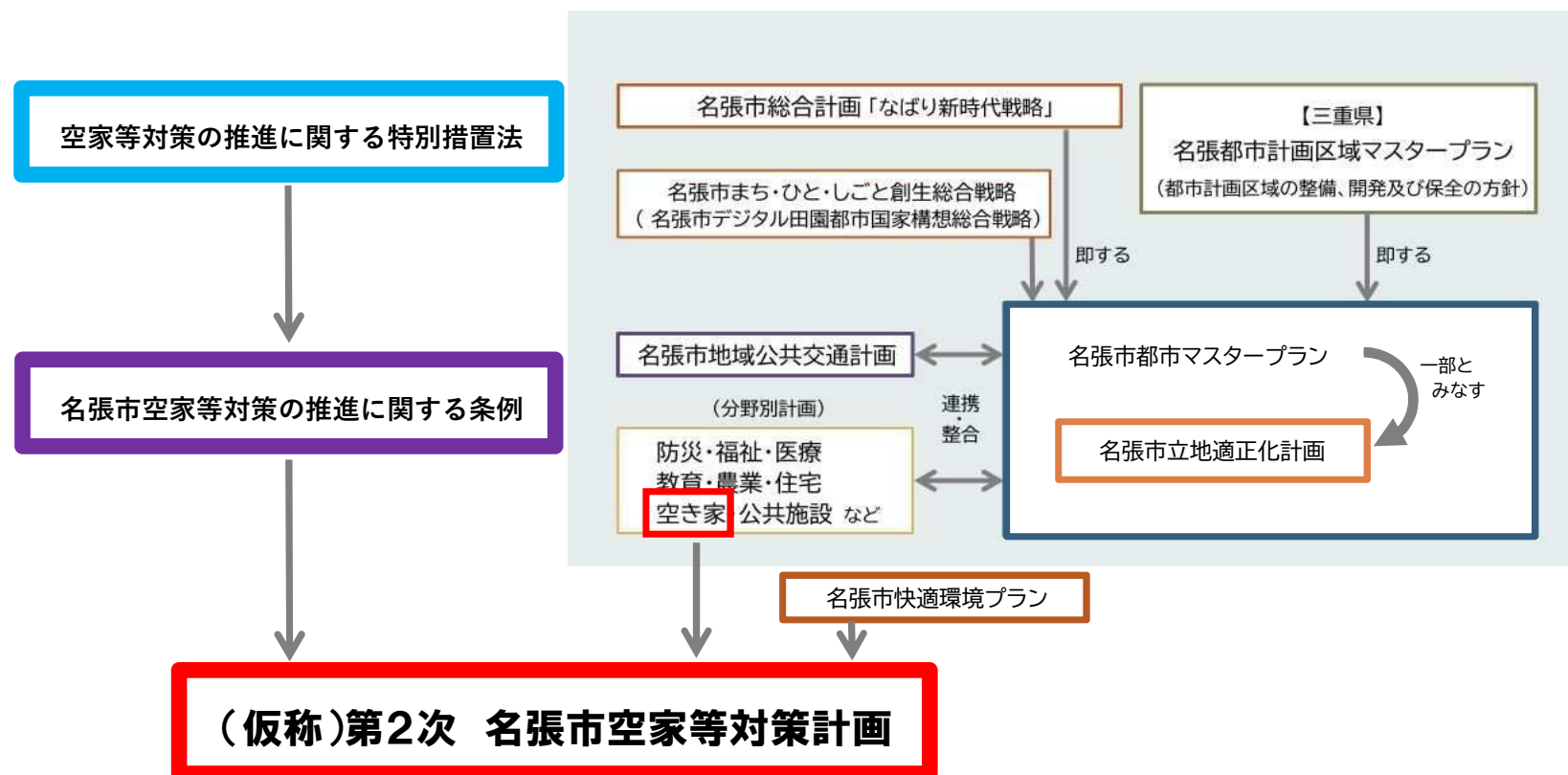
業務計画書に基づき、調査概要、調査内容、調査結果等を取りまとめた報告書を作成した。なお、報告書作成は前回調査結果との比較や分布図の視点を踏まえて作成した。

## 「(仮称)第2次 名張市空家等対策計画」の位置付け

### 1. 位置付け

本計画は、本市における上位計画である名張市総合計画「なばり新時代戦略」、名張市 まち・ひと・しごと創生 総合戦略、名張市都市マスタープラン、名張市快適環境プランに基づいた計画として本計画を位置づけます。

また、名張市都市マスタープランに掲げる理念や方針を実現するため、空き家のアクションプランとして策定します。



### 2. SDGs との関係

空家等対策を進めることで、目標 11:「住み続けられるまちづくりを」、目標 17:「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標達成に寄与します。

## 名張市総合計画「なばり新時代戦略」・名張市空家等対策計画 計画期間

| 年度                    | 項目         | R6                             | R7 | R8                        | R9                              | R10 | R11                        | R12 | R13 | R14 |
|-----------------------|------------|--------------------------------|----|---------------------------|---------------------------------|-----|----------------------------|-----|-----|-----|
| 名張市総合計画<br>「なばり新時代戦略」 | 基本構想       | 基本構想(計画期間 10年間:R5~R14)         |    |                           |                                 |     |                            |     |     |     |
|                       | 基本計画       | 基本計画(第1次)<br>(計画期間 4年間 :R5~R8) |    |                           | 基本計画(第2次)<br>(計画期間 4年間 :R9~R12) |     |                            |     |     |     |
| 名張市空家等対策計画            | 現行計画       | 現行計画<br>(~R7)                  |    |                           |                                 |     |                            |     |     |     |
|                       | 新計画<br>(案) | 新計画策定<br>(R6~R7)               |    | 基本構想(R8~R14:7年間)          |                                 |     |                            |     |     |     |
|                       |            | 住土調査公表                         |    | 基本計画(第1次)<br>(R8~R11:4年間) |                                 |     | 基本計画(第2次)<br>(R12~R14:3年間) |     |     |     |
|                       |            | 住土調査公表                         |    |                           |                                 |     | 住土調査公表                     |     |     |     |



| 政策           | 部局    |
|--------------|-------|
| 家や住環境をととのえます | 都市整備部 |

### 1. 施策の基本方針（目指す将来像）

災害に強い住宅、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅、子育て世帯が移住定住できる住宅など、住宅の「質」の向上を目指すために、住宅の耐震化やリフォームなどによる性能改善及び有効活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者のための住宅を確保し、誰もが安全で安心して快適に住み続けられるよう、少子高齢化社会に対応した住環境を整備します。

### 2. 施策指標（目標）の達成状況

| 評価する内容                                 | 基準値   | 2024<br>(R5実績) | 2025<br>(R6) | 2026<br>(R7) | 2027<br>(R8) | 目標値 |
|----------------------------------------|-------|----------------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 現在の住環境について、生涯、安心して快適に暮らすことができると思う市民の割合 | 63.4% | 63.7%          |              |              |              | 65% |
| 空き家バンク登録物件における1年間の成約数                  | 27件   | 19件            |              |              |              | 32件 |

### 3. 他自治体の成果指標（一例）

- ①管理不全空き家の改善割合：（改修・解体（除却）された件数）／（通報件数）
- ②空き家相談会参加件数



「(仮称) 第2次 名張市空家等対策計画」の策定に向けた  
空家等活用促進区域の設定に関する  
地域づくり組織への説明及び地域づくり組織からの回答について

＜空家等活用促進区域＞

(例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- 市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進  
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化  
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化

○市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請

1. 経緯

- (1) 令和6年度 第4回 名張市地域づくり代表者会議 (令和6年12月20日開催)  
における説明 : 全15地域
- (2) 各地域づくり組織への個別説明 : 6地域

2. 意思確認状況

- (1) 希望する (関心あり) : 7地域  
(名張・美旗・すずらん台・錦生・赤目・箕曲・桔梗が丘)
- (2) 希望しない (継続検討) : 8地域  
(鴻之台希央台・蔵持・川西梅が丘・薦原・比奈知・  
つつじが丘春日丘・青蓮寺百合が丘・国津)

3. スケジュール

| 年月      | 内容                                      | 備考                                                  |
|---------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 令和6年11月 | 現在の計画上「空家等利活用促進地域」の3つの地域に対して、説明実施及び検討開始 | ・既成市街地 : 名張地域<br>・農村・山間集落 : 赤目地域<br>・住宅開発地 : 桔梗が丘地域 |
| 令和6年12月 | 名張市地域づくり代表者会議における説明及び検討要請               | 市内15の地域づくり組織                                        |
| 令和7年2月  | 空家等活用促進区域への意思確認                         | 市内15の地域づくり組織                                        |
| 令和7年2月  | 意思表示のあった地域づくり組織との協議及び区域指定に向けた手続き開始      | 空家等活用促進区域候補地域                                       |
| 令和7年5月  | 素案策定                                    |                                                     |
| 令和7年9月  | パブリックコメント実施                             |                                                     |



## 「（仮称）名張市空家等管理活用支援法人」の指定に向けた取組について

### 1. 空家等管理活用支援法人について

令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）が改正され、新たに空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」といいます。）に係る制度が創設されました。

この制度は、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等の管理や活用に関する普及啓発などの業務を実施することで、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことを目的としています。

### 2. 支援法人の指定について

支援法人は、市町村長の裁量で指定することができますが、様々な団体が申請する可能性があり、市町村に対する請求権を有するといったことから、行政との連携がない不適切な団体を指定しないよう慎重に審査を行う必要があります。

国が示す「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」（以下「手引き」といいます。）では、以下のように示されています。

- （1）市町村として求める支援法人の指定の方針を明らかにしておくこと
- （2）支援法人を指定しないことも可能だが、理由・方針を明らかにすること
- （3）市町村として求める支援法人の業務を明確に示すこと
- （4）所有者等の多様なニーズに応じた必要な数の支援法人の指定が望ましい
- （5）指定する法人を1つに限る場合、公平性の観点に留意しながら、複数の法人の指定により業務の適正かつ確実な実施が確保できなくなるか等を検討した上で、合理的にその理由を説明すること。

#### <名張市>

（5）に関して、本市では、法人指定数の制限をいたしません。

また、指定の有効期間に関しては、指定の日から起算して3年以内と定めます。

### 3. 対象となる法人・業務

法の規程において支援法人に指定することができるのは、次の対象法人の内、以下の対象業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものです。また、市町村のニーズに応じて、一部の業務のみ実施するものも指定の対象にすることができます。

#### <名張市>

地域の実情等を鑑みた中で、下表のとおり、変更・追加します。

#### (1) 対象法人

| 手引きより引用                                                                                                                                    | 変更・追加（名張市） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人<br>○一般社団法人<br>（公益社団法人を含む。）<br>○一般財団法人<br>（公益財団法人を含む。）<br>○空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社 |            |

#### (2) 対象業務

| 手引きより引用                                                                                     | 変更・追加（名張市）                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ○空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要 | ○（追加）委託に基づき、近隣住民等の申し出による現地確認 |

|                                                                                                                                                                                                                  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>な援助を行う。</p> <p>○委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務。</p> <p>○委託に基づき、空家等の所有者等の探索。</p> <p>○空家等の管理又は活用に関する調査研究。</p> <p>○空家等の管理又は活用に関する普及啓発。</p> <p>○その他、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務。</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

支援法人が対象業務を行うため、不動産登記事項証明書等により所有者等を探索してもなお当該所有者等が分からない場合に、市町村に情報提供の請求が出来ます。

その場合、市町村は所有者の同意を得ることが必要です。

所有者に対し、「氏名」「住所」「連絡先」に関する情報提供確認書（同意書）を送付し、同意を得られた場合のみ、支援法人に情報提供します。

※所在が分からない所有者は同意が得られないため、情報提供出来ません。

出典：空家等管理活用支援法人の指定等の手引き

## 4. 支援法人の審査

手引きでは、支援法人の審査基準となる基本的な要件や、内容を確認するため提出を求める書類が示されています。

### （１）審査基準

手引きには、以下の確認をするよう示されています。

- ① 法人の活動目的、内容が趣旨、目的に合致しているか
- ② 市町村が求める業務を適正かつ確実に行う体制を備えているかなど

| 手引きより引用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更・追加（名張市）                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、会社のいずれかの法人格を有すること。</p> <p>○過去に指定を取り消され、一定の年数を経過しない者でないこと。</p> <p>○暴力団員又は暴力団員でなくなった日から一定年数を経過しない者が事業活動を支配していないこと。</p> <p>○役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者</li> <li>・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>・ 禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行から一定の年数を経過しない者</li> <li>・ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者</li> <li>・ 暴力団員等</li> </ul> <p>○支援法人として行おうとする業務の方法が適切なものであること。</p> <p>○業務を行うに足る専門性を有していること。</p> <p>○市町村内で業務が円滑に行えること。</p> <p>○必要な組織・人員体制を備えていること。</p> <p>○個人情報等、情報の取扱いに関し、適切な措置がとられていること。</p> <p>○持続的に活動を行うことができる経理的基礎を有していること。</p> | <p>○（追加）法人税と消費税及び地方消費税の滞納がないこと。</p> <p>○（追加）名張市において、法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。</p> <p>○（追加）法人の事業所又は営業所の所在地が名張市内であること。</p> <p>○（追加）過去５年以内に名張市と連携して空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有すること。</p> |

# <名張市>

支援法人の指定においては、公平性及び説明責任の担保のため、名張市空家等管理活用支援法人等審査委員会を設置し、審査を行います。

委員会は、なばりの未来創造部長、総務部長、市民部長、地域環境部長、産業部長及び都市整備部長で構成します。

## (2) 提出書類

| 手引きより引用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更・追加（名張市）                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○定款</li> <li>○登記事項証明書</li> <li>○役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面</li> <li>○法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担（法人の各部署が担当する業務内容等）を記載した書面</li> <li>○前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</li> <li>○当該事業年度の事業計画書及び収支予算書</li> <li>○これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面<br/>※法人のウェブサイト、会報、パンフレット、議事録等でも可</li> <li>○法第24条各号に規定する業務（の一部）に関する計画書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○（追加）税金の滞納がないことを証明する書類</li> <li>○（追加）個人情報の管理方法及び漏えい防止のための措置の状況が分かる書類</li> </ul> |

## 5. スケジュール等

### (1) スケジュール

令和6年6月～7月：他市町の動向・状況調査  
 支援法人の活用等の整理  
 指定の基準等の整理・基準案等の作成

令和6年9月～12月：規則（案）の作成

令和7年1月～2月：庁内合議

## **(2) 名張市空家等対策協議会への報告・協議**

令和6年5月：スケジュールの説明

8月：支援法人の状況、指定基準（案）の報告・協議

11月：規則（案）の報告・協議

**令和7年3月：規則改正の報告**

今後の支援法人に係る取り組みについて報告・協議

## ○名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成27年9月30日規則第35号

(趣旨)

**第1条** この規則は、名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

**第2条** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条及び条例第7条の規定に基づき、名張市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって構成する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 法務に関する有識者

(3) 不動産に関する有識者

(4) 建築に関する有識者

(5) 福祉に関する有識者

(6) 文化に関する有識者

(7) 市職員

(8) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 市長は、あらかじめ指名する者をその代理の委員とすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(報告及び立入調査に係る様式)

**第2条の2** 市長は、法第9条第2項及び条例第11条第2項の規定により、空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下この条において同じ。）の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）を送付することにより行うものとする。

2 空家等の所有者等は、前項の規定により報告するとき、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）を送付することにより行うものとする。

(調査員証の様式)

**第3条** 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、空家等立入調査員証（様式第4号）

とする。

（助言又は指導に係る様式）

**第4条** 法第13条第1項及び条例第12条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第5号）を送付することにより行うものとする。

2 法第22条第1項及び条例第12条第2項の規定による助言又は指導は、特定空家等に対する指導（助言）書（様式第6号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第12条第3項の規定による助言又は指導は、管理不全状態の空家等に対する指導（助言）書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

（勧告に係る様式）

**第5条** 法第13条第2項及び条例第12条第1項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第8号）を送付することにより行うものとする。

2 法第22条第2項及び条例第12条第2項の規定による勧告は、特定空家等に対する勧告書（様式第9号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第12条第4項の規定による勧告は、管理不全状態の空家等に対する勧告書（様式第10号）を送付することにより行うものとする。

（命令に係る様式）

**第6条** 法第22条第4項に規定する通知書の様式は、特定空家等に対する命令に係る事前の通知書（様式第11号）とする。

2 法第22条第3項及び条例第12条第2項の規定による命令は、特定空家等に対する命令書（様式第12号）を送付することにより行うものとする。

3 前項の特定空家等に対する命令書の様式は、法第22条第4項の意見書の提出の有無及び同条第5項の公開による意見の聴取の実施の有無により、適宜修正することができる。

4 法第22条第13項の標識の様式は、標識（様式第13号）とする。

（代執行に係る様式）

**第7条** 法第22条第9項及び条例第12条第2項の規定による代執行（以下この条において単に「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、特定空家等に対する戒告書（様式第14号）を送付することにより行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、特定空家等に対する代執行令書（様式第15号）とする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票の様式は、執行責任者証（様式第16号）とする。

4 前3項に規定する様式は、代執行に係る措置の内容により、適宜修正することができる。

（緊急安全措置等従事証明書の様式）

**第8条** 条例第13条第3項（条例第14条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の様式は、空家等に係る緊急安全措置等従事者証（様式第17号）とする。

（支援法人の指定）

第9条 空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に係る法第23条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）の申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第18号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

（1） 定款又は寄附行為

（2） 全部事項証明書

（3） 役員の略歴書

（4） 空家等管理活用支援法人事業計画書（様式第19号）

（5） 空家等管理活用支援法人収支予算書（様式第20号）

（6） 直近の年度の事業報告書

（7） 直近の年度の収支決算書

（8） 組織体系図等の人員及び体制がわかる書類

（9） 活動実績がわかる書類

（10） 個人情報の管理方法及び漏えい防止のための措置の状況がわかる書類

（11） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしないものとする。

（1） 第14条第2項の規定により、指定を取り消された者であつて、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

（2） 名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年告示第62号）第2条第8号に規定する暴力団、若しくは同条第9号に規定する暴力団関係者ではない者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者

（3） 役員において、次のア又はイのいずれかに該当する者がいる者

ア 破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（4） 前各号に掲げるもののほか、支援法人の指定が不相当と市長が認めた者

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、速やかに当該申請を審査し、指定の可否を決定し、空家等管理活用支援法人指定（不指定）決定通知書（様式第21号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 指定の期間は、3年以内とする。

5 法第23条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

（1） 支援法人の指定番号

（2） 支援法人の名称又は商号

(3) 支援法人の住所及び事務所又は営業所の所在地

(4) 指定年月日及び指定期間

(5) その他市長が必要と認める事項

(公示事項の変更)

**第10条** 法第23条第3項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人公示事項変更届出書（様式第22号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による届出があった場合における法第23条第4項の規定による公示は、当該届出に係る事項について告示することにより行うものとする。

(指定の変更等)

**第11条** 支援法人は、その指定を受けた事業（以下「事業」という。）の内容その他前条第1項の規定により届け出なければならない事項以外の事項について変更しようとするときは、空家等管理活用支援法人指定変更申請書（様式第23号）に必要な書類を添付して市長に提出することにより申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかに当該申請を審査し、承認の可否を決定し、空家等管理活用支援法人承認（不承認）決定通知書（様式第24号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事業計画等の報告等)

**第12条** 支援法人は、毎年度4月30日までに、当該年度における事業の計画及び予算について、空家等管理活用支援法人事業計画書及び空家等管理活用支援法人収支予算書を市長に提出することにより、報告しなければならない。

2 支援法人は、その年度の事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、空家等管理活用支援法人事業実施報告書（様式第25号）及び空家等管理活用支援法人収支決算書（様式第26号）を市長に提出することにより、報告しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、支援法人若しくは支援法人であった者若しくは支援法人の従業者であった者に対し、その事業について、報告を求め若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭させ、又は本市職員をして質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

(改善命令)

**第13条** 法第25条第2項の規定による命令は、空家等管理活用支援法人改善命令書（様式第27号）により行うものとする。

(指定の取消し)

**第14条** 支援法人は、その指定に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、空家等管理活用支援法人指定取消届出書（様式第28号）を市長に提出することにより、届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、前条の規定による命令に違反したと認めるとき、支援法人が第9条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときその他指定に関し不正があったときは、その指定を取り消し、空家等管理活用支援法人指定取消通知書（様式第29号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定に係る第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項及び指定の取消年月日を告示するものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年6月1日までの間における第9条第2項第3号イの規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。同日以後における同日前にした行為に対する同号の規定の適用についても、同様とする。

年 月 日

名張市長 宛て

申請者

住所又は所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項及び名張市  
空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 27 年名張市規則第 35 号）第 9 条第 1 項の規定に  
より、空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- （1）定款又は寄附行為
- （2）全部事項証明書
- （3）役員の略歴書
- （4）空家等管理活用支援法人事業計画書（様式第 19 号）
- （5）空家等管理活用支援法人収支予算書（様式第 20 号）
- （6）直近の年度の事業報告書
- （7）直近の年度の収支決算書
- （8）組織体系図等の人員及び体制がわかる書類
- （9）活動実績がわかる書類
- （10）個人情報の管理方法及び漏えい防止のための措置の状況がわかる書類
- （11）その他（ ）

空家等管理活用支援法人事業計画書

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| 法人の名称又は商号              |                |
| 担当者氏名                  |                |
| 連絡先                    |                |
| 事業の概要                  |                |
| 事業の目的及び効果              |                |
| 事業の実施に必要な<br>許認可等の取得状況 |                |
| 事業の開始年月日               | 年 月 日          |
| 事業の終了年月日               | 年 月 日          |
| 指定を受けようとする期間           | 年 月 日から年 月 日まで |
| 事業の対象者                 |                |
| 事業の実施方法                |                |
| 事業に要する経費の額             | 円              |
| 事業の実施場所                |                |
| その他特記事項                |                |

空家等管理活用支援法人収支予算書（          年度）

（収入）

（円）

| 科 目 | 予算額 | 適 用 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
| 合 計 |     |     |

（支出）

（円）

| 科 目 | 予算額 | 適 用 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
| 合 計 |     |     |

第 号  
年 月 日

様

名張市長

## 空家等管理活用支援法人指定（不指定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等管理活用支援法人の指定については、指定（不指定）することと決定しましたので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 2 7 年名張市規則第 3 5 号）第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指定番号      |                 |
| 法人の名称又は商号 |                 |
| 住所又は所在地   |                 |
| 指定年月日及び期間 | 年 月 日（ 年 月 日まで） |
| その他       |                 |

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

名張市長 宛て

届出者  
住所又は所在地  
法人の名称又は商号  
代表者氏名

空家等管理活用支援法人公示事項変更届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった空家等管理活用支援法人指定に係る公示事項について、変更がありましたので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 27 年名張市規則第 3 5 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 変更があった事項 |       |
| 変更前      |       |
| 変更後      |       |
| 変更年月日    | 年 月 日 |

年 月 日

名張市長 宛て

申請者

住所又は所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人指定変更申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった空家等管理活用支援法人指定に係る事項について変更したいので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 2 7 年名張市規則第 3 5 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 変更があった事項 |       |
| 変更前      |       |
| 変更後      |       |
| 変更年月日    | 年 月 日 |
| 変更の理由    |       |

※事業計画の変更などの場合は、必要に応じて変更計画書等を添付してください。

第 号  
年 月 日

様

名張市長

空家等管理活用支援法人承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家等管理活用支援法人の指定の変更の申請については、承認（不承認）することと決定しましたので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 2 7 年名張市規則第 3 5 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 指定番号      |                 |
| 法人の名称又は商号 |                 |
| 住所又は所在地   |                 |
| 承認年月日及び期間 | 年 月 日（ 年 月 日まで） |
| その他       |                 |

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して 6 か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

名張市長 宛て

報告者

住所又は所在地

法人の名称又は商号

代表者氏名

## 空家等管理活用支援法人事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で通知のあった空家等管理活用支援法人指定について、  
年度の事業が完了しましたので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 2 7 年名張  
市規則第 3 5 号）第 1 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 事業の概要      |                 |
| 事業の目的及び効果  |                 |
| 事業の実施期間    | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 事業の対象者     |                 |
| 事業の成果      |                 |
| 事業に要した経費の額 | 円               |
| 事業の実施場所    |                 |
| その他特記事項    |                 |

※空家等管理活用支援法人収支決算書（様式第 2 6 号）を添付してください。

※必要に応じて事業の状況がわかる写真等を添付してください

空家等管理活用支援法人収支決算書（      年度）

（収入）

（円）

| 科 目 | 金 額 | 適 用 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
| 合 計 |     |     |

（支出）

（円）

| 科 目 | 金 額 | 適 用 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
| 合 計 |     |     |

第 号  
年 月 日

様

名張市長

## 空家等管理活用支援法人改善命令書

あなたは、空家等管理活用支援法人としての業務を適正かつ確実に実施していないため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第25条第2項及び名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成27年名張市規則第35号）第13条の規定により、下記のとおり改善するよう命令します。

なお、この命令に従わない場合には、空家等管理活用支援法人の指定を取り消すことがありますので申し添えます。

## 記

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 改善すべき事項及び内容       |         |
| 改善措置を講じなければならない期限 | 年 月 日まで |
| その他特記事項           |         |

(教示)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

名張市長 宛て

届出者  
住所又は所在地  
法人の名称又は商号  
代表者氏名

空家等管理活用支援法人指定取消届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった空家等管理活用支援法人指定について、  
取り消したいので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成 2 7 年名張市規則第 3 5  
号）第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 取り消す理由    |                 |
| 指定番号      |                 |
| 法人の名称又は商号 |                 |
| 住所又は所在地   |                 |
| 指定年月日及び期間 | 年 月 日（ 年 月 日まで） |
| その他       |                 |

第 号  
年 月 日

様

名張市長

## 空家等管理活用支援法人指定取消通知書

年 月 日付けで届出のあった空家等管理活用支援法人の指定の取消しについては、下記のとおり取り消すこととしましたので、名張市空家等対策の推進に関する条例施行規則（平成27年名張市規則第35号）第14条第2項の規定により、通知します。

## 記

| 取消年月日   | 年 月 日 |
|---------|-------|
| 取り消した理由 |       |

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に係る取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、名張市を被告（訴訟において名張市を代表する者は名張市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（この処分に係る審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分に係る取消しの訴えを提起することができなくなります。



## 令和6年度 空家等助成及び取組（イベント関連）について

## 1. 空家等助成

## (1) 移住促進のための空家リノベーション支援事業

市外からの移住者に向け、市内の1年以上使われていない空き家を改修する費用に対して、改修費用の3分の1以内、上限100万円を補助します。

①募集期間：令和6年5月20日（月）から令和6年12月27日（金）まで

②申請件数：7件

③補助金額： 5,447,000円  
(内訳 4,610,000円 + 837,000円)

## 【申請者情報】

|         |            |            |
|---------|------------|------------|
| <60代単身> | 1,000,000円 |            |
| <70代夫婦> | 1,000,000円 | + 250,000円 |
| <70代単身> | 474,000円   | + 118,000円 |
| <50代単身> | 1,000,000円 | + 250,000円 |
| <50代単身> | 258,000円   |            |
| <60代夫婦> | 686,000円   | + 171,000円 |
| <60代夫婦> | 192,000円   | + 48,000円  |

三重県外からの  
移住者への加算  
(三重県より助成)

## (2) 子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業

子育て世帯（18歳以下の子どもを含む世帯）の市外からの移住者に向け、市内の1年以上使われていない空き家を改修する費用に対して、改修費用の3分の1以内、上限120万円を補助します。

①募集期間：令和6年5月20日（月）から令和6年12月27日（金）まで

②申請件数：1件

③補助金額：421,000円

## 【申請者情報】

<30代夫婦、未就学児1人> 421,000円

(3) 子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業（市内向け）  
(みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用)

市外から市内へ移住後5年以内かつ、賃貸物件等に居住している子育て世帯（18歳以下の子どもを含む世帯）に向け、市内の1年以上使われていない空き家を改修する費用に対して、改修費用の3分の1以内、上限120万円を補助します。

①募集期間：令和6年7月1日（月）から令和6年12月27日（金）まで

②申請件数：0件 ※申請希望：2件

#### (4) 特定空家等及び不良空家除却費補助金

安心・安全な住環境づくりを進めるため、市内の老朽化し危険な空家等の除去を行う方に除去費用の一部（上限30万円）を補助します。不良空家に該当する物件かどうかは市が事前判定を行います。

①募集期間：令和6年5月13日（月）から令和6年12月27日（金）まで

②申請件数： 1件（事前判定済 4件（申請対象1件・申請中止1件・対象外2件））

③補助金額： 300,000円

## 2. 取組

### (1) 名張市 すまいの活用相談会

①開催年月日：令和6年10月19日（土）

②開催場所：名張市役所

③参加者：31世帯（相談会）

26名（特別講演『「おひとり様」のための生前対策セミナー』）

### (2) 建築士と行く空き家見学ツアー

①開催年月日：令和6年11月17日（日）

②開催場所：3件（安部田・美旗町池の台・百合が丘）

③参加者：12名（申込者 20名（定員 20名））

**【管理不全空家等に対する対策強化及び今後の手続き】**  
**住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例除外手続き**  
**（地方税法第349条の3の2第1項）**

**（１）現状**

令和５年１２月の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正後、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」の所有者（勧告）に対する適正管理指導について、送付文面の工夫等、取組を行ってきたところです。

**（２）これまでの取組**

| 年月                 | 内容                                                          | 備考 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------|----|
| 令和６年６月             | 市民部 課税室（資産税担当）への情報提供<br>（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例除外）           |    |
| 令和６年８月             | 送付文書において、文面の文字体の一部変更                                        |    |
| 令和６年９月             | 令和６年９月定例議会 都市整備部長答弁<br>○取組強化<br>→広報なばり等による周知徹底<br>○関係部局との連携 |    |
| 令和６年１１月            | ○広報なばり等による周知<br>○送付文書において、広報なばり掲載記事の同封等による周知徹底              |    |
| 令和６年１２月<br>～令和７年２月 | 市民部 課税室（資産税担当）への情報提供（２１件）                                   |    |
| 令和７年３月             | 市民部 課税室（資産税担当）からの回答（１７件）                                    |    |

**（３）今後のスケジュール**

| 年月     | 内容                           | 備考 |
|--------|------------------------------|----|
| 令和７年４月 | 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例除外による課税 |    |



## 【実施内容】名張市における「ふるさと納税」を活用した空家等適正管理の実施について

### 1. 名張市における空き家の適正管理に関する現在の状況

令和5年度中における、地域住民からの相談件数は、243件であった。また、令和4年度は174件で、69件増（39.6パーセントの増加）という結果であった。（別紙参照）

内訳としては、「倒壊の恐れ」（別紙中①）の14件、「工作物一部飛散の恐れ」（別紙中②）の64件、「火災・害虫・交通障害等」（別紙中③）の161件、「非該当・対応不要」（別紙中④）の4件であり、令和6年度においても、増加傾向となっている。

一方、空き家所有者から寄せられる相談の多くが、「名張市外に居住していることから、容易に名張市に空き家の管理を行うことが困難である。」や「名張市内の事業者へ庭木の剪定及び草刈を依頼したいが、明確な料金表示がなく、依頼することに躊躇する。」というものである。

以上の「地域住民から寄せられる相談」と「空き家所有者の抱えている問題」、それぞれの課題解決のため、具体的には、空き家所有者が、空き家の適正管理を、「円滑」かつ「わかりやすく」行うことを可能とするため、全国の自治体で、既に実施しているふるさと納税を活用した空家等適正管理を実施します。

### 2. 三重県下29市町におけるふるさと納税を活用した空家等の適正管理実施状況

|          | 実施している                                                     | 実施していない |
|----------|------------------------------------------------------------|---------|
| 三重県下29市町 | 6<br>(市 5・町 1)                                             | 23      |
| <実施内容>   |                                                            |         |
| 四日市市     | 空家等の保守点検業務                                                 |         |
| 伊勢市      | 空家等の保守点検業務                                                 |         |
| 松阪市      | 敷地外からの外観確認（2回）<br>※家屋を撮影し報告                                |         |
| 尾鷲市      | (1) 家の外観をチェックし、写真を所有者に送付する。<br>(2) 家の内観をチェックし、写真を所有者に送付する。 |         |
| 伊賀市      | (1) 空家等の保守点検業務<br>(2) 庭木の剪定及び草刈業務                          |         |
| 紀宝町      | (1) 空家等の保守点検業務<br>(2) 庭木の剪定及び草刈業務                          |         |

3. 市内事業者のふるさと納税を活用した空家等の適正管理業務に対する希望状況  
(関心あり含む)

(「令和6年度 空家等適正管理等事業者届出者名簿」24事業者)

|                  | 希望する<br>(関心あり) | 希望しない |
|------------------|----------------|-------|
| 市内事業者24事業者       | 8              | 16    |
| <業務内訳><br>(複数回答) |                |       |
| 庭木の剪定及び草刈業務      | 5              |       |
| 空家等の解体業務         | 4              |       |
| 空家等の保守点検業務       | 1              |       |

4. これまでの取組

| 年月          | 内容                            |
|-------------|-------------------------------|
| 令和6年7月～10月  | 他市町の動向・状況調査                   |
| 令和6年10月～11月 | 市内事業者への希望調査                   |
| 令和6年12月～    | 希望事業者への募集開始                   |
| 令和7年1月      | 総務省への申請手続き：1社(※)<br>※空き家の保守管理 |
| 令和7年3月      | 総務省からの承認：1社                   |

5. 今後のスケジュール

| 年月      | 内容                       |
|---------|--------------------------|
| 令和7年3月～ | ○希望事業者の募集<br>○総務省への申請手続き |

